

真宗大谷派 京都教区 山城第二組坊守会規約

- 第 1 条 本会は、真宗大谷派京都教区山城第二組坊守会と称する。
- 第 2 条 本会は、組内の寺院・教会の坊守、寺族女性をもって構成し、事務所を幹事宅におく。
- 第 3 条 本会は、他の坊守会と常に連絡連携を保ちつつ、互いに教法を聞きひらき、坊守としての使命を達成することを目的とする。
- 第 4 条 本会はその目的のために次の行事を行う。
- (1) 研修会
 - (2) その他必要と認められた行事
- 第 5 条 本会に幹事若干名をおく。
- 第 6 条
- (1) 幹事は順番制として、寺院教会名簿記載順とする。但し、止むを得ない時は、次の方に交渉し、適宜かわることができる。
 - (2) 会長・副会長・会計等は幹事の互選とする。
 - (3) 幹事の任期は 3 年とする。
- 第 7 条 本会に顧問 2 名を置く。顧問は、山城第二組組長と教区教化委員長（教務所長）とする。
- 第 8 条 本会の経費は、組の回付金・会費・その他を以ってこれにあてる。
- 第 9 条 本会の会計年度は、毎年 7 月 1 日に始まり、翌年 6 月 30 日に終わる。
- 第 10 条
- (1) 総会は、毎年 1 回会長が招集する。但し会長が必要と認めるときは、臨時にこれを招集することができる。
 - (2) 総会の定足数は全会員の過半数として委任状を認める。
- 第 11 条 本規約は、総会で、出席者の 3 分の 2 以上の賛成で改正できる。

付則 この規約は昭和 50 年 8 月 1 日より施行する。

昭和 57 年 7 月 1 日 改正

昭和 58 年 7 月 1 日 改正

平成 8 年 7 月 4 日 改正